

飛驒市告示第176号

地方自治法第102条第3項の規定により、下記のとおり令和2年第2回飛驒市議会臨時会を招集する。

令和2年4月24日

飛驒市長 都 竹 淳



記

- 1 日 時 令和2年5月1日(金) 午前10時00分
- 2 場 所 飛驒市役所 議事堂
- 3 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度 飛驒市一般会計補正予算(専決第2号))
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて(飛驒市税条例等の一部を改正する条例)
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて(飛驒市ケーブルテレビ情報施設条例の一部を改正する条例)
 - (4) 専決処分の承認を求めることについて(飛驒市介護保険条例の一部を改正する条例)
 - (5) 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度 飛驒市一般会計補正予算(専決第1号))
 - (6) 飛驒市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
 - (7) 飛驒市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
 - (8) 飛驒市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

- (9) 令和2年度 飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）
- (10) 令和2年度 飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）

令和2年第2回飛騨市議会臨時会議事日程

令和2年5月1日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて(令和元年度 飛騨市一般会計補正予算(専決第2号))
第4	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて(飛騨市税条例等の一部を改正する条例)
第5	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて(飛騨市ケーブルテレビ情報施設条例の一部を改正する条例)
第6	承認第5号	専決処分の承認を求めることについて(飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例)
第7	承認第6号	専決処分の承認を求めることについて(令和2年度 飛騨市一般会計補正予算(専決第1号))
第8	議案第63号	飛騨市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
第9	議案第64号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第10	議案第65号	飛騨市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
第11	議案第66号	令和2年度 飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
第12	議案第67号	令和2年度 飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)

令和2年第2回飛騨市議会臨時会議事日程(追加)

令和2年5月1日

日程番号	議案番号	事 件 名
追加第1	議案第66号	令和2年度 飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
追加第2	議案第67号	令和2年度 飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
追加第3	発議第3号	新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置に関する決議

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度 飛騨市一般会計補正予算（専決第2号））
日程第4	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（飛騨市税条例等の一部を改正する条例）
日程第5	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（飛騨市ケーブルテレビ情報施設条例の一部を改正する条例）
日程第6	承認第5号	専決処分の承認を求めることについて（飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例）
日程第7	承認第6号	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度 飛騨市一般会計補正予算（専決第1号））
日程第8	議案第63号	飛騨市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
日程第9	議案第64号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第65号	飛騨市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第66号	令和2年度 飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）
日程第12	議案第67号	令和2年度 飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）
追加日程第1	議案第66号	令和2年度 飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）
追加日程第2	議案第67号	令和2年度 飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）
追加日程第3	発議第3号	新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置に関する決議

○出席議員（13名）

1番	小笠原美保子
2番	水 上 雅 廣
3番	谷 口 敬 信
4番	上 ヶ 吹 豊 孝
5番	井 端 浩 二
6番	澤 史 朗
7番	住 田 清 美
8番	德 島 純 次
9番	前 川 文 博
10番	野 村 勝 憲
11番	籠 山 恵 美 子
12番	高 原 邦 子
13番	葛 谷 寛 徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都 竹 淳 也
副市長	湯 之 下 明 宏
教育長	沖 畑 康 子
総務部長	泉 原 利 匡
市民福祉部長	藤 井 弘 史

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野 村 賢 一
書記	赤 谷 真 依 子

(開会 午前10時00分)

◆開会

◎議長 (葛谷寛徳)

本日の出席議員は全員であります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、執行部の出席を最小限としておりますので、ご了承願います。

それでは、ただいまから令和2年第2回飛騨市議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長 (葛谷寛徳)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により3番、谷口議員、4番、上ヶ吹議員を指名いたします。

◆日程第2 会期の決定

◎議長 (葛谷寛徳)

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日、5月1日、一日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長 (葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日5月1日、一日限りと決定いたしました。

◎議長 (葛谷寛徳)

ここで、市長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

(「議長」と呼ぶ声あり) ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長 (葛谷寛徳)

都竹市長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

[市長 都竹淳也 登壇]

△市長 (都竹淳也)

おはようございます。本日、令和2年第2回飛騨市議会臨時会を招集させていただきましたところご参集賜りましてありがとうございます。新型コロナウイルス対策を中心に重要な案件につきましてのご審議を賜ります。どうかよろしく願い申し上げます。

はじめに提案説明に先立ちまして、新型コロナウイルスの対応状況についてご報告を申し上げたいと思っております。4月30日、昨日ですが、12時現在、国内での感染者は1万

4,088名、厚生労働省発表でございます。岐阜県内の感染者は149名の状況ということでございますけれども、幸いにして飛騨市内では感染者は発生していないということでございます。4月7日に国による緊急事態宣言が発表されまして、4月10日、県は非常事態宣言を発令。外出自粛等と呼びかけてまいりました。そして、4月16日には国による緊急事態宣言が全国に拡大され、県はとくに感染の拡大の傾向がみられる特定警戒都道府県に指定をされたところでございます。こうした中、飛騨市内においては新型コロナウイルスの影響はほとんどの業種に広がっております。とくに強い影響を受けている観光宿泊業においては、4月後半で約85パーセントの減となり、5月以降の予約は入る見込みがない状況ということでございます。飲食業につきましては、地元向け飲食業については、約70パーセント減。観光者向け飲食業については、約80パーセント減となっております。農産物出荷につきましては、出荷前の時期でございまして、今のところ大きな影響はありませんけれども、農業用資機材のうち海外から調達しているものが入ってこない状況が続いております。しかし、今後飲食店・宿泊施設の休業が長期化した場合、農産物の需要が減り、価格下落につながる恐れもございます。畜産業につきましては、飛騨牛の枝肉価格が下がっておりまして、年末年始のキロ当たり3,500円前後の水準から先週は2,000円前後まで落ち込み、収入減少による経営悪化が懸念されております。水産業につきましても、料理店等からの注文が途絶え、出荷量が減少しております。

雇用の状況では、正規従業員の解雇はみられておりませんが、パート従業員が休業、または時間短縮を余儀なくされるケースが増えておりまして、市の生活相談窓口に寄せられております46件の相談の多くがパート縮減による収入減が原因となっております。また飛騨3市1村を所管するハローワーク高山では、4月30日現在で雇用調整助成金等の相談が1,032件寄せられているという状況でございます。小中学校、特別支援学校につきましては、3月の政府の臨時休業要請を受けた小中学校の対応としては、5月6日までの間を臨時休業としておったところでございますけれども、県から県立学校にあわせて5月末までの休業を延長するよう要請がございまして、これを踏まえて市においても同様の措置をとることとしたところでございます。これにあわせて保育園、放課後等デイサービスを臨時休業しておるといった状況でございます。こうした中、市としては、2月27日、木曜日から新型コロナウイルス対策本部を設置して以降、本日までに43回の本部会議を開催し、市内のさまざまな分野の状況把握に全力をあげつつ、市民・市内企業の困りごとに対応すべく週単位で各種施策を講じております。この基本的な考え方といたしましては、大きく4点ございます。

1つ目が感染対策、2つ目が市民生活の支援、3つ目が地域経済の底支え、4つ目がアフターコロナを見据えた新たなサービスの創出という4点でございます。これらを重視して取り組んでおります。感染予防対策では、現場の最前線で従事する医療福祉関係者等への物資支援を行うことを重点としております。市民生活支援の面では、収入減少によって生活が厳しくなっている方々の生活費の確保とつなぎ雇用の創出を図ることを重視し

ております。さらに地域経済の底支えについては、あらゆる経済活動や観光客の来訪の縮減によって生じた急激な消費の減少をカバーするために、市内需要を掘り起こし、経済循環を生み出すことを最重要課題とし、そのための施策を相次いで打ちつつ、経済活動がもとに戻るまでの間、国の施策も活用しながら事業者の資金確保を行っていく戦略をとっております。

また、この中で新たなサービスの創出を促進することで、アフターコロナの市民生活の向上につなげている取り組みにも注力しております。

以上を踏まえまして、これまで講じている主な対策について、個別に申し上げたいと思います。

まず小中学校保育園等の臨時休業対策といたしましては、子どもたちだけで過ごすことが困難であったり、保護者が仕事を休むことが困難である場合には、原則として各学校・保育園での受け入れを行っております。また支援を要する子どもたちの受け入れにつきましても同様に対応しております。

市有施設等については、5月6日まで全面休館するほか、市主催イベントの中止延期等を行っております。また、マスク等への不足に対応するため、マスクや消毒用アルコールを独自に調達確保するとともに飛騨市医師会・高齢者施設等を通じ、医療従事者や高齢者施設等で働く方々への配布を行っております。

景気経済・生活雇用対策としては、まず事業者等への資金繰りの支援のため、特別融資制度、岐阜県制度融資返済ゆったり資金に対する利子補給制度、同じく岐阜県制度融資、新型コロナウイルス感染症対策資金、危機管理対応資金に対する信用保証料補給等に加え、飛騨市コロナウイルス対策特別融資制度を創設し、3年間の利子補給に加え、信用保証料の全額補給をはじめたところでございます。離職・休業等に対する緊急雇用対策としては、雇用調整支援金を準備し、事業主が公共職業安定所の雇用調整助成金を活用した場合に企業の自己負担分を全額補助することといたしております。さらに新たなつなぎ雇用を生み出すため、市の会計年度任用職員20名の募集を行うほか、市内事業者等が離職された方を臨時に雇用された場合、市から人件費を支援する制度や休業等余儀なくされている経営者が新たな事業に取り組もうとする場合に、これを市の委託事業として事業費・人件費を給付する制度も設けたところでございます。

また急激な市民生活の変化に対応する支援といたしましては、収入減少により家計に支障をきたしている世帯に対し生活資金を無利子で貸し付ける生活支援資金貸付制度を創設するとともに返済開始時において市民税非課税相当の収入額の場合には返済を免除する事実上の給付制度といたしております。

このほか市税等の猶予等も行なっているところでございます。売上げが減少している中で、努力している事業者の支援につきましては、販売促進事業支援制度を設け、新たな誘客活動の取り組みを支援するほか、企業化促進補助制度や店舗リニューアル補助制度の補助率拡大、インターネット環境整備事業補助金の上限額を引き上げ、新たなサービ

スの創出を支援する対策をとっております。さらに感染防止対策のために在宅生活が長くなることを見越し、ステイホーム支援サービス緊急推進補助制度といたしまして、自社の飲食物や商品等の配達、サービスの訪問提供等を行う事業者に対し、1日単位の定額補助を行う仕組みを構築いたしました。最後に飲食宿泊業等への支援といたしまして、宿泊事業者緊急対策事業として飛騨市民または市民を代表する複数人が市内宿泊施設に宿泊した場合に宿泊施設に対し補助金を交付するとともに、プレミアム食事券を発行し、飲食店の利用やテイクアウトの促進も行なっております。さらに特産品メーカーの売上減少に対応するため市産品の通信販売に対する送料の支援、帰省ができない市外の家族・友人等に特産品詰め合わせ等を送付する場合に送料・箱代等を支援する取り組みも行なっております。

このたびの新型コロナウイルス感染症は、近代以降の人類が経験したことの無い世界的な感染症災害といえるものであり、誰も先行きの予測ができないという特性を持っております。さらに消費が急激に縮減したことで社会の中で最も弱い立場の小規模サービス事業者から経済被害が広がるという厳しい状況にあり、感染拡大防止対策と経済対策、いわばブレーキとアクセルを同時に踏むような過去に経験もお手本もない取り組みが求められております。市においては、引き続き市民生活の細かい変化を常時つぶさに調査しつつ、場合によっては拙速であってもスピードを重視して対策を打ってまいりたいと考えているところでございます。長く先の見えない自粛生活・在宅生活で、市民の皆様の中の不安・ストレスは極めて大きくなっており、さまざまないさかいやトラブルも増加しておりますけれども、その中でも市民の安心感を与えることを重視しながら引き続き対策に全力をあげてまいりたいと考えておりますので、議員各位の引き続きのご協力をよろしくお願い申し上げます、冒頭の発言とさせていただきます。

それでは、今議会に提案いたしております案件につきまして、ご説明を申し上げます。今回は承認案件が5件、人事案件が1件、条例改正が2件、補正予算が2件の合計10件でございます。承認は、専決処分でありますふるさと納税寄附にかかる歳入歳出予算の補正が1件。地方税法の改正による飛騨市税条例等一部改正が1件。新型コロナウイルス感染症対策にかかる飛騨市ケーブルテレビ情報施設条例の一部改正、飛騨市介護保険条例の一部改正、令和2年度飛騨市一般会計補正予算（専決第1号）の3件でございます。議案の中で即決議案としてお願いする案件といたしまして、人事案件が1件。新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金を支給するための条例の一部改正が2件の3件でございます。補正予算といたしましては、令和2年度一般会計補正予算（補正第1号）、令和2年度国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）の2件でございます。補正予算につきましては、後ほど説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、市長の発言を終わります。

◆日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度飛騨市一般会計補正予算（専決第2号））

◎議長（葛谷寛徳）

日程第3、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度飛騨市一般会計補正予算（専決第2号））を議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

おはようございます。それでは、承認第2号についてご説明申し上げます。

本件は令和元年度、飛騨市一般会計補正予算（専決第2号）について、令和2年3月31日、専決処分を行いましたので、報告し承認を求めるものでございます。予算書1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に1,000万円を追加し、予算の総額を203億1,320万2,000円とするものです。

4ページお願いいたします。今回の補正は、飛騨市がんばれふるさと応援寄附金（ふるさと納税）の増収に伴う歳入の補正と歳出では返礼品に不足が見込まれたことにより増額補正するとともに東京大学寄付金と市民のくらし応援基金積立金を調整したうえでふるさと創生事業基金に積み立てをするものでございます。以上で説明を終わります。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑がありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

なしと認めます。質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第2号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって承認第2号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結します。これより採決をいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって承認第2号は原案のとおり承認されました。

◆日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市税条例等の一部を改正する条例）

◎議長（葛谷寛徳）

日程第4、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（飛騨市税条例等の一部を改正する条例）についてを議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

承認第3号についてご説明申し上げます。本件は飛騨市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法の規定により報告し承認を求めるものでございます。要旨にて説明を申し上げます。要旨をごらんください。

今回の改正は地方税法の改正に伴う改正です。

1点目は、給与所得者及び公的年金等を受給者が単身児童扶養者に該当する場合において扶養親族申告書への記載を不要とするものです。

2点目は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものです。

3点目は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものです。

4点目は、固定資産を現に所有しているものの申告の制度化及び使用者を所有者とみなす制度の拡大に伴う規定を整備するものです。

5点目は、特定水力発電設備（5,000キロワット以上）に係る固定資産税の特例措置における地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入に伴う規定を整備するもので、課税標準額に乗ずる特例割合を下限の12分の7を3年間適用するものです。

6点目は、浸水被害軽減地区として指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設に伴う規定を整備するものです。

7点目は、卸売業者等が輸出目的による取引や汚損したたばこを廃棄する場合において、課税免除の適用を受けるために従来必要であった書類の提出を不要とするものです。あわせて地方税法等の改正による項ずれ及び改元の対応でございます。

施行日は、令和2年4月1日です。以上で説明を終わります。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑がありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

なしと認めます。質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第3号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって承認第3号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結します。これより採決をいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって承認第3号は原案のとおり承認されました。

◆日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市ケーブルテレビ情報施設条例の一部を改正する条例）

◎議長（葛谷寛徳）

日程第5、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（飛騨市ケーブルテレビ情報施設条例の一部を改正する条例）についてを議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

承認第4号についてご説明申し上げます。本件は、飛騨市ケーブルテレビ情報施設条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法の規定により報告し承認を求めるものでございます。

要旨についてご説明申し上げます。要旨をごらんください。

今回の改正は新型コロナウイルス感染症の影響により飛騨市ケーブルテレビ情報施設使用者の収入が著しく減少し、市長が特に必要があると認めた場合に、納付期限から1年間の限度としてその徴収を猶予することを可能とする特例を規定するもので、本改正により徴収を猶予することができる対象は令和2年2月から令和3年1月までの飛騨市ケーブルテレビ情報施設使用料に限るものです。

施行日は公布の日で、適用日は令和2年2月1日です。以上で説明を終わります。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（籠山恵美子）

今の改正の趣旨のところですね、「市長が特に必要があると認めた場合」という文言がありますが、これは結局は猶予できるのか、あるいは最終的には免除になるのか。そういう判断の基準になるんだろうと思いますけども、このあたり具体的にわかっていることがあったらご説明ください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

今回の猶予につきましては、市税の猶予等にあわせて使用料等も猶予するというところで、税の猶予にあわせて判断したいということでございますが、税につきましては、収入額が2割以上減少した場合に猶予の規定になっておりますので、そういう取り扱いをしたいというふうに考えております。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに質疑はありませんか。以上で質疑を終結いたします。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第4号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって承認第4号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結します。これより採決をいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって承認第4号は原案のとおり承認されました。

◆日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例）

◎議長（葛谷寛徳）

日程第6、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。説明を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

承認第5号についてご説明申し上げます。本件は、飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法の規定より報告し承認を求めるものです。要旨にてご説明申し上げます。要旨をごらんください。

今回の改正は、令和2年度における新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が著しく減少した場合に、納付期限から1年間を限度としてその徴収を猶予することを可能とするための改正で、本改正により徴収猶予とすることができる対象は、令和2年2月から令和3年1月までの飛騨市介護保険料に限るものです。

また国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における介護保険料の減免の要件の特例に対応するため、保険料の減免申請書の提出期限について令和2年2月から令和3年3月までに納期限が到来する保険料について、令和3年3月までに提出することができる特例を規定するものです。施行日は公布の日。適用日は令和2年2月1日です。以上で説明を終わります。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第5号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって承認第5号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結します。これより採決をいたします。本案は原案のとおり

承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長 (葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よって承認第5号は原案のとおり承認されました。

◆日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて (令和2年度飛騨市一般会計補正予算 (専決第1号))

◎議長 (葛谷寛徳)

日程第7、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて (令和2年度飛騨市一般会計補正予算 (専決第1号)) を議題といたします。説明を求めます。

[総務部長 泉原利匡 登壇]

□総務部長 (泉原利匡)

承認第6号についてご説明申し上げます。本件は令和2年度飛騨市一般会計補正予算 (専決第1号) について、令和2年4月23日、専決処分を行いましたので、報告し承認を求めるものでございます。

予算書1ページをごらんください。歳入歳出の総額に1億2,543万円を追加し、予算の総額を178億2,543万円とするものです。今回の補正は、新型コロナウイルス対策のため市民生活支援と雇用創出を柱に主に財政調整基金を財源として予算計上しました。

5ページをお開きください。一般管理費は、新型コロナウイルスの影響から離職等を余儀なくされた方を市の非常勤職員として直接雇用するための経費でございます。

企画費は、感染拡大防止の影響から売上げが減少している市内事業者を支援するとともに飛騨市ファンをさらに拡大するため期間限定の販売促進キャンペーンにおける商品発送費を支援するための経費です。

情報政策費は、新型コロナウイルスの対策本部のある市役所内での蔓延防止のため開いている会議室で執務ができるようにフリーアドレス環境整備のための経費です。

社会福祉総務費は、返済免除付生活支援金の貸付要件を大幅に緩和し、真に生活に困っている市民を救済するため、公的福祉機関への補助金と新型コロナウイルスの影響により住宅を失う恐れがある方に対し家賃相当を支給するための経費です。

労働諸費は、事業者が臨時的に雇用した費用を奨励金として支援することに加え、市民から仕事づくりの提案を広く募集して実際に市から当該事業を委託することで新たな地域経済を循環させる仕組みをつくる費用です。

畜産業費は、牛肉消費の落ち込みから枝肉価格の下落が影響している飛騨牛生産農家や繁殖農家が今後も安定して事業継続できるように既存の融資も含めた利子補給制度を創設するための経費です。

商工振興費は、市民の外出自粛に伴い自社のサービスを宅配等で提供する意欲のある

事業者の配達費用を支援する制度を新たに構築するための費用です。財源は財政調整基金を活用し、専決処分後の残高は63億6,000万円となります。以上で説明を終わります。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第6号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって承認第6号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結します。これより採決をいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって承認第6号は原案のとおり承認されました。

◆日程第8 議案第63号 飛騨市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

◎議長（葛谷寛徳）

日程第8、議案第63号、飛騨市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは議案第63号につきましてご説明を申し上げます。飛騨市固定資産評価員に下記の者を選任するため、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。選任者について申し上げます。氏名は渡辺康智。提案理由、生年月日、住所等につきましては、お配りした議案のとおりでございます。よろしくお願いを申し上げます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑がありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

なしと認めます。質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第63号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって議案第63号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結します。これより採決をいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって議案第63号は原案のとおり同意されました。

◆日程第9 議案第64号 飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について及び

日程第10 議案第65号 飛騨市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第9、議案第64号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について及び日程第10、議案第65号、飛騨市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての2案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。説明を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

議案第64号についてご説明申し上げます。本件は飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について制定いたしたく議決を求めるものです。

要旨にてご説明申し上げます。要旨をごらんください。

今回の改正は、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の第2弾として新

型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する内容が盛り込まれ、傷病手当金の支給に向けた条例整備について対応するよう要請されたため、当該条例を改正するものです。

対象者は国民健康保険の被保険者である被用者で、療養のため労務に服することができない者です。支給期間は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間です。支給額は、直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額に3分の2を乗じ、その額に日数を乗じた額となります。適用期間は、令和2年1月から9月までの間で、療養のため労務に服することができない期間です。施行日は公布の日です。以上で説明を終わります。

続きまして、議案第65号についてご説明申し上げます。本件は、飛騨市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について制定いたしたく議決を求めるものです。要旨にてご説明申し上げます。要旨をごらんください。今回の改正は、岐阜県後期高齢者医療広域連合が岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を改正し、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する制度を新設したことに伴い、当該支給に係る申請書の受付事務を市で行うための規定を設けるものです。施行日は公布の日です。以上で説明を終わります。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

なしと認めます。質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第64号及び議案第65号の2案件につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって議案第64号及び議案第65号の2案件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

続きまして、議案第64号及び議案第65号の2案件について、一括して討論を行います。なお、討論は議案番号を述べて行ってください。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結します。これより採決をいたします。最初に議案第64号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よって議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議長(葛谷寛徳)

次に議案第65号、飛騨市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よって議案第65号は原案のとおり可決されました。

◆日程第11 議案第66号 令和2年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)及び

日程第12 議案第67号 令和2年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)

◎議長(葛谷寛徳)

日程第11、議案第66号、飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)及び日程第12、議案第67号、飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)の2案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。説明を求めます。

[市長 都竹淳也 登壇]

△市長(都竹淳也)

それでは議案第66号から第67号にて提案しております補正予算の審議をお願いするにあたりまして、その概要をご説明申し上げます。新型コロナウイルス感染症対策につきましては、刻一刻と状況が変わる中、市民生活に甚大な影響を与える事態に対して早急に手当てすべきものに限定した予算措置につきまして先週4月23日付で専決処分させていただいたところでございます。一方、今回の補正予算は、国民1人当たり10万円の給付、また子育て世帯に対して児童1人当たり1万円を給付するといった国の施策に呼応した所要額に加え、緊急事態宣言の中、県からの休業要請を受け、やむなく休業にいたった地元事業者への協力金など岐阜県の施策に伴う所要額を計上しております。

また、今回のコロナ感染症対策から経済活動の縮小が余儀なくされ、壊滅的な打撃を受けている地元事業者への支援のため、国から給付される1人10万円の定額給付金の受け皿をつくることを念頭に市内での経済循環を創出する対策を大きく2つ講じることといたしました。

まず1つ目は、飛騨市最大規模でのプレミアム付商品券及び地域電子通貨の発行でございます。今回の10万円給付で、飛騨市民におよそ24億円もの現金が交付される計算となります。このうち1人当たり半分の5万円を地元消費にお金を回していただきたいと考え、プレミアム率を20パーセントに設定し、1冊、1万2,000円相当の商品券

を1万円で、一人当たり5冊まで販売してまいります。このうち18歳以下の子どもについては、子育て世帯への支援として、購入限度額を10冊まで引き上げるとともに実質のプレミアム率を33パーセントまで引き上げ、1冊、1万2,000円相当の商品券を9,000円で販売いたします。これにより10冊購入いただいた場合には、子ども1人につき3万円の給付をするのと同様の効果を生み出せることとなります。

飛騨市は過去3回、プレミアム商品券を発行しておりますが、これまでは自己資金を伴うものであったところ、今回は商品券の購入財源全額に国からの特別定額給付金を充てることができることからより購入しやすくなるものと考えられます。またこれまでのような予算内での先着順での購入と異なり、基本的に市民全員が購入できることを前提に制度を構築しておりますので、3密を避けるため、行列に並ぶことも避けられるのではないかと考えているところでございます。

これにより市内全業種を対象とした市場規模としては過去最大となる12億円の市内経済循環を生み出し、市内小規模事業者を支援してまいります。

2つ目の柱は住宅リフォーム補助金でございます。今回6,000万円を追加補正することで、当初予算とあわせ総額1億円を確保いたします。現在の補助制度は、リフォームによる機能向上を重視しておりましたが、今回の見直しにあわせ、従来は対象外としておりました車庫や造園なども広く補助対象とすることに加え、補助率も従来の3分の1から2分の1に嵩上げし、さらに上限額を20万円から30万円に増額いたします。もちろん自己負担分にはプレミアム商品券も活用していただくことを可能としております。これにより小さな仕事が多く地元事業者に行き渡ることとなります。これらの対策により地元消費を促し、地域経済を底支えしていきたいと考えておるところでございます。

続きまして、本補正予算における主要施策の概要につきましてご説明を申し上げます。

総務費では、飛騨のうまいものお届け大作戦と銘打ちまして、新型コロナウイルス感染防止のために帰省できない市外で生活する学生等を対象とし、米やラーメンといった地元特産品を希望者に発送することで応援する取り組みを行ってまいります。これにより商品を取り扱う観光施設や土産物屋の消費拡大もあわせて図ってまいります。

また、新型コロナウイルスの収束が見通せない中で、医療や福祉の最前線に対応する職員の感染防止用品の確保を図るとともに、国の施策である国民1人当たり10万円の給付については、総額23億9,000万円を計上いたしました。現在、特別定額給付金室を設置し、1日も早くお手元に届けることができるよう準備を進めております。

本日、この補正予算を認めていただければ、この後ただちにマイナンバーを活用したオンライン申請ならびにお急ぎの方向けのホームページからのダウンロード申請書による受付を開始いたします。

こちらも早ければ、5月15日ごろにはお手元に入金ができるものと考えております。そのうえで、これ以外の大多数の市民の皆様に向けましては、5月11日を目途に一斉に

申請書を送付し、順次受付、振込手続きを行ってまいります。

民生費では、新型コロナウイルス感染防止費用として市内の保育所に対し国から1園当たり50万円を上限に交付されることから、各園に必要な所要額を計上するとともに、児童1人当たり1万円を児童手当に上乗せして給付する国の施策の所要額を計上しております。

衛生費では、新型コロナウイルス感染者に支払われる傷病手当金につきまして、加入保険の区分から対象外となる市民が生じないよう独自の支給を行うこととし、万が一の感染者発生に備えた所要額を計上いたしました。

農林水産業費では、消費の落ち込みから飛騨牛の枝肉価格が下落しておりまして、その対策として、飛騨牛のPRサイトを制作するほか、オンライン広告を展開することで、ふるさと納税及びネットショップ等における飛騨牛の販売拡大に取り組んでまいります。

商工費では、先ほどのプレミアム商品券等の発行に加えまして、県からの休業要請に応じた市内事業者に対し、県から交付される岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の市負担分、3分の1に相当する費用や市内事業者が運転資金などを必要とする融資の相談件数が増えてきていることを受けた融資枠拡充のための追加預託金などを所要額を計上いたしました。

土木費では、住宅リフォーム補助金を当初予算で4,000万円を予算化しておりますが、この制度を大幅に拡充し、緊急経済対策事業として補助率を引き上げ、総額1億円とすることとし、その財源の一部は過疎対策事業債を活用することとしております。

教育費では、5月末までの学校休校を受けて、保護者から児童生徒の学習状況を不安視する声が多くあることから各学校ごとに健康支援・学習支援に加えまして、体操・励ましメッセージを盛り込んだDVDを作成し、全ての児童生徒に配布することといたしました。その所要額を計上したところでございます。

今回提案いたします一般会計補正予算額につきましては、28億9,240万円を増額し、補正後の予算額は、207億1,783万円となります。

今回の補正予算は、国の施策に伴う国庫補助金が主な財源となりますが、不足する財源につきましては、これまでの方針どおり、災害など予期せぬ事態に対処する際に活用することとしておりました財政調整基金を活用して調整をいたしたところでございます。

最後に国民健康保険特別会計の補正予算につきましては、国の制度改正に伴う傷病手当金を追加するものでございます。以上をもちまして、私の提案説明を終わらせていただきます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑がありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

なしと認めます。質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第66号及び議案第67号の2案件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、お手元に配付しました議案付託一覧表のとおり予算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって議案第66号及び議案第67号の2案件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで、委員会審査のため、暫時休憩といたします。再開は、議会運営委員会終了後といたします。

（ 休憩 午前10時47分 再開 午後12時59分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。予算特別委員会に付託しておりました議案第66号及び議案第67号について予算特別委員長から審査報告が提出されました。

また今ほど議会運営委員長より発議第3号、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置に関する決議が提出されました。

お諮りいたします。これら3案件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3とし、審議いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、追加日程第1から追加日程第3を追加日程とすることに決定をいたしました。

◆追加日程第1 議案第66号 令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）
及び

追加日程第2 議案第67号 令和2年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）

◎議長（葛谷寛徳）

追加日程第1、議案第66号、令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）及び追加日程第2、議案第67号、令和2年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）の2案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。これら2案件は予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査報告書のとおり原案を可決すべきものとしております。予算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成されました予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により委員長報告は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。

よってこれら2案件にかかる委員長報告は省略をいたします。これより討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより採決をいたします。議案第66号及び議案第67号については、委員長報告は、原案のとおり可決すべきものであります。これら2案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって議案第66号及び議案第67号は原案のとおり可決されました。

◆追加日程第3 発議第3号 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置に関する決議

◎議長（葛谷寛徳）

次に追加日程第3、発議第3号、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置に関する決議を議題といたします。説明を求めます。

〔議会運営委員長 前川文博 登壇〕

●議会運営委員長（前川文博）

発議第3号、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置に関する決議。次のとおり新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を設置するものとする。

1、名称。新型コロナウイルス感染症対策特別委員会。2、目的。市民の生命と健康を保護し、市民生活並びに地域経済に及ぼす影響を最小限とするべく、正確な情報の収集・発信を行い、必要に応じて市、県、国の施策・予算に対する提案・要望を行うため。3、委員定数、全議員。4、継続期間、委員会は本調査の終了まで継続して設置し、議会閉会中も調査することができるものとする。

令和2年5月1日提出。提出者、議会運営委員会 委員長、前川文博。

〔議会運営委員長 前川文博 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結します。これより採決をいたします。

前川議会運営委員長から提出されました新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置に関する決議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

異議なしと認めます。よって議員全員で構成する新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を設置し、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

これより休憩に入りますので、ただちに新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を開催され、正副委員長を選任していただき議長に報告願います。なお会議室は協議会室といたします。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

それでは暫時休憩といたします。再開は新型コロナウイルス感染症対策特別委員会終了次第とします。

（ 休憩 午後1時04分 再開 午後1時14分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。新型コロナウイルス感染症対策特別委員会より委員長、副委員長の報告がありましたので、報告いたします。委員長には、12番、高原議員。副委員長には、2番、水上議員が選任されました。以上報告いたします。

◆閉会

◎議長（葛谷寛徳）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日は昼食時間を超えて審議をいただき、誠にありがとうございました。それでは本日の会議を閉じ、令和2年第2回飛騨市議会臨時会を閉会といたします。おつかれさまでした。

(閉会 午後1時15分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 葛谷寛徳

飛騨市議会議員(3番) 谷口敬信

飛騨市議会議員(4番) 上ヶ吹豊孝